

教育カードローン商品概要説明書

令和5年12月1日現在

商品名	しんきん教育カードローン 「来店契約型」・「WEB契約型」
ご利用 いただける方	次のすべての条件を満たしている方 (1)申込時年齢が 満 20 歳以上の方 (2)安定継続した収入がある方 (3)子弟・孫・被扶養者が学校等に就学中または就学予定である方 ※対象となる学校等は、国内・海外を問わず、学校（教育施設）と呼称されるもので、 大学院（法科大学院を含む）、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校・専門 門学校を含む）高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等） (4)しんきん保証基金の保証を受けられる方 (5)以下の①または②に該当し、当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ※上記条件①②のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員 となることができます。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資させていただ くことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。 「WEB 契約型」は当金庫に普通預金をお持ちでないご利用いただけません。
お使いみち	申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付 帯費用
ご融資形式	・ATM で専用カード（「ローンカード」といいます。）を利用した出金によりご融資い たします。（当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協等提携金融機関の ATM でご利用になれます。）
ご融資限度額 （貸越限度額）	50 万円以上 500 万円以内（10 万円単位） ※お申込金額と当金庫および他の信用金庫でのしんきん保証基金付個人ローン残 高の合計額およびカードローンご融資限度額のすべての合計額が、3,000 万円 を超えることはできません。 ※卒業後証書貸付に切替える場合、ご融資金額は、当座貸越の元金残高 に最終利済日以降の貸越利息を加えた金額となります。（1 万円以上 1 万円単位 とし、1 万円未満の金額があるときは万円単位まで切り上げることができます。）
ご融資期間	[在学中]（カードローン期間） ・4 年 9 ヶ月以内（1 年ごとの自動更新） ※6 年制大学等、在学予定期間が 4 年を超える場合は、最長 6 年 9 ヶ月以内 ・お借入期限はご契約時から在学期間中（卒業予定月の約定返済日まで）です。 ・就学予定日前からご契約可能です。 [卒業後]（毎月ご返済期間） ・10 年以内（当座貸越のままご返済いただけます） ※証書貸付に切替のご返済も可能です。（ご返済期間 10 年以内）

次頁へつづきます。

ご融資利率	<p>変動金利 ※現在のご融資利率につきましては、窓口へお問い合わせください。</p>																																	
金利変動について	<p>ご融資利率は、当金庫の定める短期貸出最優遇金利の変動により見直します。変更後の新利率は、改定日後最初の利払日の翌日から適用させていただきます。</p> <p>※卒業後証書貸付に切替した場合 ご融資利率は毎年 10 月 1 日の当金庫の定める短期貸出最優遇金利を基準として年 1 回見直します。変更後の利率は、12 月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。</p>																																	
ご返済方法	<p>ご返済日 毎月 10 日 [在学中] (カードローンご利用期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 元金返済据置とし、利息は利息支払用口座から毎月払いになります。 ※ご希望の金額を A T M で任意にご返済いただくことができます。 <p>[卒業後] (毎月ご返済期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業時のお借入残高を最終残高として約定返済へ切替えになります。 (当座貸越のままでご返済が可能です) 元金均等割賦返済 下記の貸越極度額に応じたご返済額 (元金) とお利息分をご返済いただきます。 <table border="1" data-bbox="427 994 1417 1435"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸越極度額</th> <th>ご返済額 (元金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">50 万円以下</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 万円超</td> <td>100 万円以下</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>150 万円以下</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td>150 万円超</td> <td>200 万円以下</td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 万円超</td> <td>250 万円以下</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>250 万円超</td> <td>300 万円以下</td> <td>26,000 円</td> </tr> <tr> <td>300 万円超</td> <td>350 万円以下</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>350 万円超</td> <td>400 万円以下</td> <td>34,000 円</td> </tr> <tr> <td>400 万円超</td> <td>450 万円以下</td> <td>38,000 円</td> </tr> <tr> <td>450 万円超</td> <td>500 万円以下</td> <td>42,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※証書貸付に切替した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月元利均等または元金均等割賦返済 ご融資金額の 50% までボーナス月加算返済もできます。 具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。 	貸越極度額		ご返済額 (元金)	50 万円以下		6,000 円	50 万円超	100 万円以下	10,000 円	100 万円超	150 万円以下	14,000 円	150 万円超	200 万円以下	18,000 円	200 万円超	250 万円以下	22,000 円	250 万円超	300 万円以下	26,000 円	300 万円超	350 万円以下	30,000 円	350 万円超	400 万円以下	34,000 円	400 万円超	450 万円以下	38,000 円	450 万円超	500 万円以下	42,000 円
貸越極度額		ご返済額 (元金)																																
50 万円以下		6,000 円																																
50 万円超	100 万円以下	10,000 円																																
100 万円超	150 万円以下	14,000 円																																
150 万円超	200 万円以下	18,000 円																																
200 万円超	250 万円以下	22,000 円																																
250 万円超	300 万円以下	26,000 円																																
300 万円超	350 万円以下	30,000 円																																
350 万円超	400 万円以下	34,000 円																																
400 万円超	450 万円以下	38,000 円																																
450 万円超	500 万円以下	42,000 円																																
保証人・担保	必要ありません。 ※ (一社) しんきん保証基金の保証をご利用いただけます。																																	
手数料・保証料	保証料はご融資利率に含まれています。																																	

次頁へつづきます。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <p>・現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。</p> <p>・移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 証書貸付期間の一部、全部返済には当金庫所定の手数料が必要となります。 ・ 商品内容の詳細につきましては、窓口・営業係にお問い合わせください。 ・ お申込内容によっては「WEB契約型」によるお取扱ができない場合がございます。その場合は「来店契約型」への変更をご案内させていただきますので、あらかじめご了承ください。 ・ 「WEB契約型」はご融資までに2週間程度のお時間を要しますので、あらかじめ余裕をもってお申し込みください。お急ぎの場合は、「来店契約型」でのお申し込みをお願いいたします。